

国空乗第451号 平成18年4月1日（制定）
国空安政第700号 令和6年9月25日（最終改正）

航空従事者養成施設指定申請・審査要領細則

国土交通省航空局安全政策課

航空従事者養成施設指定申請・審査要領細則

I. 航空従事者養成施設指定申請・審査要領第1部第2項ただし書きの規定により、航空局安全部安全政策課長が指定する方法を以下のとおり定める。

1. 技能審査員の要件について

I C A O 締約国が我が国と同等以上の基準により認可等をしている操縦士に係る教育訓練施設（当該 I C A O 締約国に設置されているものに限る。）であって十分な実績があると認められるもの（以下、「外国の教育訓練施設」という。）又はこれを含む教育訓練施設について航空法第29条第4項の指定を受けようとする場合、第6部、第10部又は第18部の規定の適用に当たって、外国の教育訓練施設の課程に係る技能審査員については、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第1部第2項ただし書きの規定により、各第3項の規定に代えて以下の基準を適用することができる。

(1) 第6部第3項について

ア) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

イ) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格については、以下の資格とする。

① 操縦教育証明又は当該 I C A O 締約国が発給するこれに相当する資格

② 計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。）又は当該 I C A O 締約国が発給するこれに相当する資格

③ 及び、当該 I C A O 締約国が当該教育訓練施設の認可等に関して付与する技能審査員の資格又はこれと同等と認められる資格

ウ) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経歴については、以下のとおりとする。

① 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経歴、又はこれと同等と認められる経歴

② 及び、上記イ)③の資格による1年以上の技能審査の経歴

(2) 第10部第3項について

ア) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類及び等級の航空機に係る事業用操縦士若しくは定期運送用操縦士の技能証明又は当該 I C A O 締約国が発給するこれに相当する資格とする。

イ) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格については、以下の資格とする。

- ① 操縦教育証明又は当該 I C A O 締約国が発給するこれに相当する資格
 - ② 計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。）
 - ③ 及び、当該 I C A O 締約国が当該教育訓練施設の認可等に関して付与する技能審査員の資格又はこれと同等と認められる資格
- ウ) 航空法施行規則第 5 0 条の 4 第 5 号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験については、以下のとおりとする。
- ① 課程に対応する種類の航空機による 2 0 0 時間以上の計器飛行方式による機長としての飛行時間（模擬計器飛行（航空機に乗り組んで視野制限装置を使用して計器飛行の訓練をした飛行時間に限る。）を含む。）を含む 2, 0 0 0 時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験、又はこれと同等と認められる経験
 - ② 及び、上記イ)③の資格による 1 年以上の技能審査の経験

(3) 第 1 8 部第 3 項について

- ア) 航空法施行規則第 5 0 条の 4 第 5 号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。
- イ) 航空法施行規則第 5 0 条の 4 第 5 号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格については、以下の資格とする。
- ① 操縦教育証明又は当該 I C A O 締約国が発給するこれに相当する資格
 - ② 計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。）
 - ③ 及び、当該 I C A O 締約国が当該教育訓練施設の認可等に関して付与する技能審査員の資格又はこれと同等と認められる資格
- ウ) 航空法施行規則第 5 0 条の 4 第 5 号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験については、以下のとおりとする。
- ① 課程に対応する種類の航空機による 2 0 0 時間以上の計器飛行方式による機長としての飛行時間（模擬計器飛行（航空機に乗り組んで視野制限装置を使用して計器飛行の訓練をした飛行時間に限る。）を含む。）を含む 2, 0 0 0 時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験、又はこれと同等と認められる経験
 - ② 及び、上記イ)③の資格による 1 年以上の技能審査の経験

2. 主席実技教官の要件について

特定の航空運送事業者の操縦士を養成することを目的とする教育訓練施設における第 6 部、第 7 部、第 8 部、第 1 0 部又は第 1 8 部各第 2 項（2）①に規定する主席実技教官の配置要件は、航空従事者養成施設指定申請・審査要領第 1 部第 2 項ただし書き規定により、次の（1）ア）とすることができる。この場合、当該指定養成施設は下記イ）の措置を講じなければならない。

- (1) 第 6 部第 2 項、第 7 部第 2 項、第 8 部第 2 項、第 1 0 部第 2 項又は第 1 8 部第 2 項について
- ア) 主席実技教官の要件

- ① 操縦教育証明を有していること。
 - ② 当該課程の訓練の用に供する型式の航空機又は類似する型式の航空機について、250時間以上の経験を有していること。
 - ③ 当該航空運送事業の機長として、2,000時間以上の経験を有していること。
 - ④ 航空運送事業者において操縦教官又は査察操縦士として2年以上の経験を有していること。
 - ⑤ 安全政策課長が当該実技教育課程を管理する能力があると認める者であること。
- イ) 当該指定養成施設の措置
- ① 教育実務に係る課程の管理に関して主席実技教官を補佐する者（次席実技教官）であって、第6部第2項（2）、第7部第2項（2）、第8部第2項（2）、第10部第2項（2）及び第18部（2）の要件を満足する者を任命し、配置すること。
 - ② 教育規程に、次席実技教官の職務について規定すること。

II. 附 則

本通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月10日付け国空乗第340号）

本通達は、平成19年10月10日から施行する。

附 則（平成23年6月29日付け国空乗第128号）

本通達は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日付け国空航第3037号）

本通達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日付け国空安政第700号）

本通達は、令和6年10月1日から施行する。